

『建設産業政策2007』踏み込みます、総論としての
を手にとった、ある業界団
体のトップは「行政がやる
べきこと、われわれがなす
べきことが混在して、よく
整理されていない。例えば、
再編・淘汰（とつた）は不
可避と言いつながら雇用を支
える産業だとも書いてあ
る。よく方向が読めない。
当局と、もっと突っ込んだ
意見交換が必要だ」とし、
そつとした機会を新たに求め
ようとしている。

「よく方向が 読めない」

なるほど『2007』は、
いろいろな角度から読める
し、その読み方によりニュ
アンスが異なる。それだけ
業界内の立場が多様になり
利害や対立も複雑に鋭く絡
むようになってきたのであ
る。

『2007』はあえて、
その多様化する業界構造に

建設産業政策2007

その読み方

①

中で建設産業の利害関係が
複雑化している。
大森雅夫官房審議官（当
時、現総括審議官）は「各
論がよく書かれていないと
いう指摘があるが、それは
産業全体のコンセンサスを
求めていることが必要だか
らだ」と語った。コンセン
サスが困難で、時間がかか
るから、各論を書き込まず
に問題提起にとどめたの
だ。だから『2007』は、
実は産業行政の始まりに過
ぎない。これから時間、労
力をかけて各論でコンセン
サスを形成しなければなら
ない。

カギ握る自治体
と地方建設業
ところで研究会では、地
方自治体と地方建設業のあ
り方が、「大転換期の構造
改革」（サブタイトル）の
かぎを握るという共通認識
があった。

官製談合の摘発、首長の
逮捕、独占禁止法の改正と
いう一連の流れは、地方自
治体の、地元建設業への関
係を大きく転換した。建設
業は育成するのではなく、規
制する対象となった。

その象徴が昨年12月の全
国知事会の「都道府県の公
共調達改革に関する指針」
である。一般競争入札を1
000万円以上の工事に拡
大するという指針を受けて
地方自治体は制度改革に動
いたが、それは過当競争、
ダンピング（過度な安値受
注）、くじ引き入札、廃業・

産業政策の始まり、県建審から

規制時代にこそ業界発信の場を

倒産の増大を招いている。
地方の公共発注者の意識
は大きく転換した。雇めよ
増やせよ、でなく、競争の
「形」を優先し、規制を強化
し始めた。「形」の優先が競
争の形骸化につながり、建
設業の体力衰退につながる
うが、もう構ってられない
というようにも見える。

研究会では、「発注者・
受注者の二者構造から三者
構造への転換を」（浅沼健
一、全国建設業協会代表委
員）、「行政による罰則強
化ではなく第三者による関
与を」（白石孝道、日本建設
業経営協会代表委員）とい
う意見が強かったのも、こ
うした甲乙関係の変化を意
識したものであろう。

その中から生まれたのが、建設業法第38条の2で
規定されている都道府県建
設業審議会の設置である。
育成の時代ならば地方自治
体も「発注行政」で十分に
そこから始めよう。

あつたろう。育成には、発
注工事の配分が最も効果が
あった。だが、淘汰と規制
の時代となった今、きちん
とした産業政策が求められ
ている。政策を受ける立場
から建設業界が意見を述
べ、それを政策に生かす場
所が不可欠である。

発注者・受注者の関係で
はなく、中央建設業審議会
のよつに、為政者・被政者
の関係で学識者を交えて、
入札・契約制度、違約金、
コンプライアンス（法令順
守）、入札ポンド、総合評
価方式、建設労働問題を地
域において議論し、それを
公表する場所として都道府
県建設業審議会があるの
だ。『2007』が産業界